

理 由 書

私の扶養家族である (年 月 日生まれ) は、現在は、年間収入見込み(アルバイト収入も含む)が130万円未満のため被扶養者に認定していただきたく申請致します。

尚、下記『被扶養者として該当しない場合』を確認いたしましたので、被扶養者として該当しなくなった場合には速やかに健康保険組合に届出いたします。

年 月 日

印

【健康保険の被扶養者に該当しない場合】

以下の事項に該当するようになった場合には速やかに異動届(削除届)の提出をしてください。

■被扶養者の収入が増え、今後12ヶ月の収入が130万円(60歳以上は180万円)以上の見込みとなった場合

※今後12ヶ月の収入とは、月収総額(交通費含)×12ヶ月です。

※月収総額の平均が、108,334円以上の場合。

■被扶養者の年収は被保険者の年収の1/2未満であること。

*健康保険では①三親等以内の親族であること ②75歳未満であること ③130万円(60歳以上は180万円)未満であること 且つ被保険者との生計維持関係にあることが扶養認定の条件となります。【別居の場合には上記①~③の他に、④対象者の収入が被保険者からの援助額より少ないこと⑤継続した毎月の仕送りがあること(書留や、振込控等での確認が必要)が追加されます】

*「アルバイト」「学生」であっても年間の収入見込みが130万円(60歳以上は180万円)以上ある方は認定できません)

■別居の場合、被扶養者の収入が増えたので毎月の仕送りが必要なくなった。または毎月の仕送り額が対象者の収入以下でも生活できる。

■就職した。(採用前提の試用期間を含む。)

■日額が3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用(失業)保険金を現在受給中である。

また、被扶養者でなくなった後、状況が変わり扶養認定条件を満たす状態になれば、被扶養者として加入できます。詳細は健保組合にお問い合わせください。